

第2回 藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会

主 催：藤枝市 健康福祉部 地域包括ケア推進課

と き：令和6年10月16日（木）午前10時～

ところ：市役所西館5階 大会議室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 健康福祉部長あいさつ

4. 報告

5. 議事

（1）第1回委員会及び、第1回部会②の報告について

（2）藤枝市認知症施策推進計画（仮称）の進め方（案）について

藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会に係る会議の公開 に関する事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会規則（令和6年藤枝市規則第21号。第2項第2号において「規則」という。）第10条の規定に基づき、藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会（以下単に「委員会」という。）の会議の公開について必要な事項を定める。

2 公開の原則

- (1) 委員会の会議は、公開するものとする。ただし、次のいずれかの事情がある場合で、委員長が必要と認めたときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

ア 議事に藤枝市情報公開条例（平成13年藤枝市条例第2号）第7条各号に掲げる情報が含まれる場合

イ 委員会を公開することにより議事運営に著しい支障が生じるおそれがある場合

- (2) 前項ただし書きの規定により、委員会を公開しないと決定したときは、委員長は、その理由を明らかにするものとする。

3 公開の方法等

- (1) 会場に傍聴席（記者席を含む。）を設けるものとする。この場合において、傍聴席の数は、会議の妨げにならない範囲で委員長が決定するものとする。
- (2) 傍聴人及び記者に対しては、原則として会議資料と同様のものを配布するものとする。
- (3) 委員長は、規則第2条第1号及び第2号に規定する委員並びに規則第6条の規定により委員会の会議に出席し、説明又は意見をする者から申出があったときは、委員会で協議し必要な配慮を行うこととする。
- (4) 委員会の開催中に会議を非公開とする必要が生じたときは、委員長は、その理由を傍聴者に説明し、速やかに退席を求めるものとする。

4 会場の秩序維持

委員長は、開催中に傍聴者が次のいずれかの行為をしたときは、当該傍聴者に対し、その行為を中止するよう求めることができる。

ア 議事に批評を加え又は賛否を表明する行為

イ 議事を録画する行為

ウ 許可なく議事の録音、写真撮影する行為

エ その他委員会の進行を妨げる行為

- (2) 前項の中止の求めにもかかわらず、傍聴人が行為を中止しないときは、委員長は、当該傍聴人に対し、退場を求めることができる。

5 委員会開催の周知

委員会の開催に当たっては、委員会の開催日の２週間前までに、次に掲げる事項を藤枝市のホームページ等に掲出するものとする。

(1) 開催日時及び会場

(2) 傍聴席数

(3) その他委員長が必要と認めた事項

附 則

この要領は、令和６年１０月１６日から施行する。

令和 6 年 1 0 月 1 6 日

藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会の運用指針

(地域包括ケア推進課)

1 趣旨

この指針は、藤枝市認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会（以下「委員会」という。）の運用について必要な事項を記載する。

2 会議の種類

委員会は、委員会の会議（規則第 5 条）と部会（規則第 7 条）で構成される。委員会の意思決定は、委員会の会議において行うものとする。もっとも、委員会の円滑な進行のために、部会を設けることができる。

議事について、検討すべき事項があるときは、適宜部会を開催し、協議することとする。後述のとおり、委員会の会議は公開されるため、未確定の情報が拡散され、市民等が混乱することがないように、必要な論点については部会において十分に審議されることが望ましい。

3 委員会の会議の公開

この委員会の役割、社会的意義等に鑑みて、委員会の会議は、広く公開される必要がある。これは、当市の取組を広く市民等に周知するとともに、行政機関として市民の知る権利を尊重する趣旨である。

事務局は、委員会の会議の開催に当たっては、開催日時等を事前に周知し、会場に記者席を含む傍聴席を設けるなどして、適切な環境を整備する必要がある。

委員会終了後、議事録を藤枝市のホームページ等に掲出する。

4 全部又は一部の非公開

もっとも、委員会の会議における議事内容に、藤枝市情報公開条例第 7 条各号において非公開とすることとされる事項が含まれるときは、会議の全部又は一部を非公開とする。また、公開により議事運営に著しい支障が生じるおそれがある場合（支障の内容が具体的に差し迫っている状況に限る。）も同様である。

5 委員等のプライバシーへの配慮

この委員会の委員は、認知症の人、その家族が含まれる。個人に関する情報は、個人情報として保護されるものである。したがって、当該委員がプライバシーの配慮を申し出たときは、その意見を十分に踏まえ慎重に検討し、必要な配慮を行う。

【補足】

この委員会は、条例に基づき設置されるもので地方自治法第138条の4第3項が規定する付属機関に該当する。委員の立場は、当市から報酬の支給を受けて、市の施策について議論するものである。このような観点を推し進めると、当該委員の氏名等を秘匿して扱うことは、行政の透明性・公平性を確保すべきとする情報公開の趣旨に反すると考えることもできる。

ただし、このような考え方に対して、認知症の人やその家族が委員会での発言や当市の施策への参画をためらうようになれば、条例第4条認知症施策の推進に支障をきたす可能性があり、結果的に市民に不利益を被らせることとなると考えることも可能である。委員が安心して議事運営に参画できるような環境づくりについて、市民等の意見も踏まえながら継続して、委員会で十分な協議を行うこととする。

認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会 第1回
グループワーク「計画づくりで大切にしていきたいこと」意見まとめ

● 計画の方向性

認知症であることをオープンにできるまち
認知症の人が個性や力を活かし社会の一員として活躍できるまち

● 取組んでいく必要があると感じていること

- ・ 認知症に関する知識や認知症の人に関する理解を深めること。 } 「新しい認知症観」
- ・ とともに過ごす中で、実感的理解を深める。
- ・ 早期に出会いや繋がることのできる仕組み。（地域の居場所や拠点など）
- ・ 認知症の人が安心して話せる環境
- ・ 認知症の人の声や意見を聴き、本人の視点に立って。

● 計画づくりを進めていく上で大切にしたいこと

- ・ 認知症の人の声や意見を聴き、本人の視点に立って。⇒本人参画
- ・ 支える／支えられる関係ではなく、対等な関係性で。
- ・ 普段使っている言葉も見直ししながら、分かりやすい言葉で。

その他のキーワード：当たり前の暮らし、多様性や個性を尊重、ゆとりある社会、失敗が許せる社会

認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会 第1回 意見まとめ
グループワーク「どのように声を聴いていくか」意見まとめ

資料 4

● 計画策定に向けてどのように声を聴いていくか

誰の声	どんな声	どのような方法で
認知症の人	本音の声	・普通に触れ合える場所や、普段の触れ合いの中で声を拾う。意外と雑談の中に出ることもある。 ・日頃の声、何気ない会話を大切に。 ・かしこまってというより、みんなで一緒に話す機会を。 ・話しやすい環境が大切。（フラットな関係）
・仕事が途切れて、趣味がなくて引きこもっている人や早い段階で引きこもる人（外出が億劫になっている） ・支援に繋がる前の人困っている。	声なき声 ※ミスマッチの意見を聴く必要がある	
家族		
周囲の人（市民）	素直に今感じている	
若い世代（子どもと保護者）	イメージ	
民生委員から	心配、サロンに来なくなった等	
支援に関わる人	感じている思い	

・声をみんなで共有する場もほしい。キャッチして、接続することが重要。

認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会 第1回 部会②

認知症の人や家族の声をどのように聴いていくか 意見まとめ

● 対象について

- ・ どのような認知症の人を対象にしているのか分からない。（自覚の有無等含め）
- ・ 声を発することができていない当事者へのアプローチが大切
閉じこもっている人の早期の段階に着目することが大切
意思が伝えられていないなら、早い段階で声を聴く
- ・ 声を発する場や組織、仕組みがなければ、声が出る人は
声を発せられるだけで終わっているように思える。
最初は発せられる人から始めて、そこから徐々に進めていき、
最終的には計画の方向性の「認知症であることをオープンにできるまち」
になれば、声を発せられない人にとっても発しやすくなる。
- ・ 声はみんなが持っている。（GH、薬局、家族会等）どのように繋がり共有するか。

● 声を聴くことの目的について

- ・ 声を聴いたとして、色々な意見が出ると思う。
それをどうするのか、どう活かそうとしているのか。
- ・ 当事者を参加させることによって、計画の基準をクリアしているという
ようにみせることは本旨ではない。

認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会 第1回 部会②

認知症の人や家族の声をどのように聴いていくか 意見まとめ

● 理解に関すること

- ・ 地域で一緒にやっている人たちに理解してもらう、支えてもらう。
- ・ その人と同じ立場の支え合い。
- ・ 地域の人はどうのように声をかけたら良いか分からない。
- ・ 地域からの声が増えてきているので、孤立をしないよう、近所付き合いの中で、つかず離れず、困ったときにさりげなく言い合えるような地域になると良い。
- ・ 地域ならではの支え合いもあるので、そういう人たちが理解をしてくれて、さりげなく声をかけてその活動が上手いこと前に進むような地域になってくれれば良い。
- ・ 認知症が誰もがなるもの、ネガティブじゃないものとしての位置づけ、認識になれば、認知症じゃないかと自分から（医療機関に）くると思う。
- ・ 新しい認知症観、それを広げていくことは取組の一つ。それが本人の意思決定や、その判断や認識にも影響を与えている。

● 各地区の取組について

- ・ これまでの各地区の取組状況やアセスメントはできているのか。
- ・ 各地区のこれまでの取組や経過を追跡することできるか。
- ・ （GH）住んでいる人々が地域の活動にということころまで行きついていない。

認知症施策を進めていく上で必要な認知症の人と家族の視点

● 認知症の人の視点（日頃の暮らしの中で）

・自分の力や役割を発揮できているか。	（基本理念）
・自分らしく暮らせているか。	（基本理念）
・自分の思いや考えなどを伝えることができるか。	（市民等の役割）
・どのような時にどんなことが知りたいか。 情報が必要か、必要としていたか。	（関係機関等の役割）
・どのようなことを分かっておいてもらいたいのか。	（認知症とともに生きる ことへの理解の促進）
・友人に会う、行きたい所に行く、趣味の活動などができているか。	（社会参加及び社会参画 のための環境の整備）
・お出かけや買い物など、暮らしの中で、バリア（妨げ）になっていること。	（社会参加及び社会参画 のための環境の整備）

認知症とともに生きる共創のまちづくり委員会 第2回

認知症施策を進めていく上で必要な認知症の人と家族の視点

● 家族の視点（日頃の暮らしの中で）

・ どのような時にどんなことが知りたいか。 情報が必要か、必要としていたか。	（関係機関等の役割）
・ どのようなことを分かっておいてもらいたいのか。	（認知症とともに生きる ことへの理解の促進）
・ 家族の仕事の状況、介護と仕事の両立について感じている こと。どのような配慮があると良いか。	（関係機関等の役割）
・ 自分自身の健康に気を配れているか。 自分らしく暮らせているか。 趣味や自分の時間を過ごせているか。	（社会参加及び社会参画 のための環境の整備）
・ 認知症の人と外出する際などにバリア（妨げ）に感じている こと。	（社会参加及び社会参画 のための環境の整備）

令和 6 年度 藤枝市認知症施策推進計画（仮称） 策定スケジュール（案）

		令和 6 年 7 月	8 月	9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 7 年 1 月	2 月	3 月
計 画 策 定	まちづくり委員会	準備会	①委員会 8/8		②委員会 10/16	認知症 施策推進 計画 閣議決定 (国)		③委員会		④委員会
	部会①、②				部会② 10/4		部会①		部会	計画 骨子 案 作 成
	事務局			・オレンジラン プ上映会×トー クイベント ・共創のまちづ くり動画作成			第 1 回 ワークショップ			
						本人の視点に立った声の聞き取り				